

脩身書

青山正義編

卷一

27  
2  
11

K110,1  
256  
1

B

1

99



青山正義編

卷壹 正續

# 脩身書

大黒屋書鋪藏

## 緒言

一 余曩ニ食經俱瑳ヲ編シ以テ教授ノ料ニ供ス  
 友人某体裁ヲ改メテ修身教科書ト為サシ  
 才請フ余謂ラク食經俱瑳ハ固ヨリ体裁ヲ修  
 飾シタルモノニ非ラサレ凡多年ノ經驗ニ出  
 テ、自信ノ篤キ者ナリ豈人ハ議論ヲ以テ遽  
 ニ其主義ヲ變セシヤ況ヤ未タ悉ク之ヲ非ト  
 スルニアラザルヲヤ故ニ新ニ此篇ヲ著シ名  
 ケテ修身書ト曰フ

一 此編勒シテ五卷ト為シ初等小學ノ教科書ニ

充ントス

一本編ハ古人ノ嘉言ヲ輯録シ一言一字ヲ變セ  
スト雖凡多ク全文ヲ掲ケサル者ハ誦讀ノ便  
ヲ欲スレハナリ

一附録ハ小學兒童ノ現行ニ就キ訓誨セント欲  
スル者ナレハ未夕必シモ古人ノ語ノミヲ用  
井サルナリ

明治十七年五月

編者識

# 修身書卷之一

青山正義編

## 嘉言篇第一

一 父母は我身の本なり。

二 父母の恩窮り無きことと天  
地にひとし。

三 人れ行孝より大なるハな

孝經

大和  
俗訓

礼記

訓孝

答翁問

香翁  
醉話

翁問  
答

一。  
 ④ 父母を愛敬するは孝なり。  
 ⑤ 兄弟むつまじくするは父  
 母を樂ましむるなり。  
 ⑥ 天祖の恩賚を忘るべから  
 ず。

⑦ 孝を以て君に事れハ忠を

孝

訓帝

訓孝

大和  
俗訓

り。

⑧ 父子親あり。君臣義あり。長  
 幼序あり。朋友信あり。

⑨ 心誠阿まば。言行れ上にあ  
 らはる。

⑩ 善を習へば。日日に樂しむ。

⑪ 己を責むれむ。身修まる。

藤原

大和  
俗訓

五常  
訓

論語

① 貴賤は今日の行よよるべ

② 善を行ひて人の知ることを求めず。

③ 人れ心信實なるハ萬事の基よりて人よ交るの道なり。

④ 人とりて信なくんば其可

あるを知らず。

⑤ 身體髮膚之を父母より受く敢て毀傷せざるは孝の始なり。

⑥ 凡そ人の子たるの禮ハ冬ハ温よりて夏ハ清くし昏より定て晨より省む。

礼記

孝經

論語

同

礼記

論語

⑥ 小忍ひざれば。大謀を亂る。

⑦ 道は志し。徳は據り。仁は依

り。藝は遊ぶ。

⑧ 和順中は積て。英華外は發

を。

⑨ 人を治めて治まらざれば。

其智は反れ。

⑩ 明け暮れよ。たゞ怠らば。父はよの。

はこくみもてし。身をむ忘ます。

嘉言篇第一終

附録 生徒心得第一

- ① 小兒ハ。都て父母教師の教ニ順ふべし。
- ② 猥りニ物を損ト。禽獸蟲魚を苦め之を弄ぶは惡業なり。
- ③ 猥りニ怒りて。人を打ち人を罵るハ。愚人あり。
- ④ 牛馬の傍ニ遊ぶべからず。
- ⑤ 商家の店先。工人の作事場等にて。

附録 生徒心得第一

遊戯を為さべうらば。

⑥ 瓦礫を抛ち。戸壁は樂書さべうらば。

⑦ 父母の許を得ぞして。人よ物を與ふべうらば。

⑧ 人より物を貰ひし時ハ。必歸りて。父母よ告ぐべし。

⑨ 樹木よ攀ち登り。深き處よ下る等の危き遊を為さべうらば。

⑩ 細雨よても。雨具をりよて。戶外よ出

づべうらば。

⑪ 父母長者の命を受けて。使よ出づる時ハ。他路よよらば。速よ行き。返れば必之を告ぐべし。

⑫ 學校其他人々の集りたる處よ出入する時ハ。履物傘等を取違へぬ様注意をべし。

⑬ 廁よ入りてハ。汚さべうらば。廁あき處よて尿さべうらば。



④ 幼少の時は。父母教師の許を受けざ  
して。池河は入るべからず。

修身書卷之一終

明治十七年六月十九日版権免許

編者

青山正義

大阪府士族

上京區第十七組西日野殿町

三番戸寄留

京都府平民

大黒屋太郎右衛門

上京區第廿二組下丸屋町三番戸

出版人

發賣所

京都河原町通三條下二丁目

教科書出版所 大黒屋書舗

定價四錢